

今年も見ることができました



研究所
KOBE北・コミュニティデザインLab.

社会福祉法人陽気会

巻頭言 —「市場／国家（政府）」を超えて—

エリノア・オストロム（Ostrom, E. 1933-2012）は、アメリカの政治経済学者で、2009年にオリバー・ウィリアムソン（Williamson, O. E. 1932-2020）とともに、ノーベル経済学賞を受賞しています。オストロムは、女性としては初の受賞でした。経済におけるガバナンス（統治・管理）という課題について、それまでの経済学は「市場」における「自由な競争」か、「国家（政府）」による「介入・統治」かという二項対立図式のなかで議論される傾向にありました。しかし、この二人の理論は、オストロムのいうコミュニティやウィリアムソンのいう企業組織が、いかにして対立を解決し、協力を生み出すのかという視座からの分析枠組みを提示し、経済学に新たな潮流をもたらしました。

さて、オストロムの研究は、アメリカの生態学者ガーレット・ハーディン（Hardin, G. 1915-2003）が、1968年の論文において提起した「コモンズ（共有地）の悲劇（Tragedy of the Commons）」をもとに、その解決策について世界各地の実例の事例もふまえて、地域コミュニティが自発的にルールをつくり、自主管理のもとで資源を長期間持続させることができるということを実証的に提示したことが、経済学賞を受賞したように国際的にも評価されているのです。

ハーディンは、私的な生産者としての農民が、共同利用できる牧草地（コモンズ）において、自らの家畜を放牧できるという条件のもとでは、各農民はそれぞれにできるだけ多くの家畜を放牧し、牧草を食べさせることが利益になるので、各人がそのように私的利益を第一に優先する結果、みんなが共同で利用できる牧草地が荒廃し、結果的に全員に「悲劇」をもたらすという結末を示し、個々人の公共性に対する配慮のない行動が、全体の利益や環境を損なう危険性を警告しました（山田鋭夫（2026）『ゆたかさをどう測るか—ウェルビーイングの経済学—』ちくま新書、p.113）。

通常、こうした状況のもとでの解決策としては、①共有地を多数の私有地へと分割して私有化するか、②公的な権力のもとで放牧の仕方について規制するか、という2つの方法が考えられます（山田、p.114）。前者の場合は、私有化することなので、「市場」における土地の売買も可能で、大資本が分割された土地をすべて購入し、レジャーランドのような商業施設になる可能性もあります。その場合、もはや放牧はできませんので、それぞれが自由に放牧して、結果的に放牧ができなくなることをふまえると、結果は同じになります。



また、公的な権力に頼るとなると国家や自治体（政府）による法制度的な規制・ルールのもとでの土地使用になるので、自由に放牧することは制限されてしまいます。共有地として、「自由」に利用できていたのに、自らその「自由」を手放すことになるのです。そこでオストロムは、世界各地の灌漑、漁場、地下水などの多岐にわたる「共資源のガバナンスのあり方」を実証的かつ理論的に検証し、成功している事例は先の二項対立を超えて、「直接当事者たちが集会的かつ自己組織的に行動」しているということを示しました（山田、p.114）。すなわち「成功の基本は、非市場・非国家的な自治的民主組織」による「不断かつコミュニケーションと互酬性を成立させる社会関係資本（social capital）というコモンズが形成されていることにある」（山田、pp.114 - 115）としたのです。

こうしたことをふまえると、経済社会は三元的な構造にあるといえます。まず①市場・経済システムがあり、それは自発的行為、有償労働、競争原理のもとで「利益動機と水平的な調整関係（“交換”関係）」により展開されてきます。②国家—国・地方政府—政治システムでは、強制的行為、有償労働、協力原理のもとで義務動機と垂直的な調整関係（“支配”関係）により、程度の差こそあれ“再分配”を通じた政策が展開されることになります。そして③市民社会・コミュニティでは、自発的行為、無償労働、協力原理のもとで倫理的動機と水平的な調整関係により“互酬”をベースとした活動が展開されることになります（山田、pp.82 - 89）。これはオストロムの議論と重なります。住民自身が「集団自律」的に地域を再生させ、その運営を共同管理し、コモンによる経済の民主化が、政治の民主化へとつながるような（斎藤幸平（2023）『『自治』の力を耕す、＜コモン＞の現場』斎藤幸平・松本卓也編『コモンの「自治」論』集英社）コモンズを形成する取り組みが、いま求められているといえます。 KCD ラボ代表 松端 克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：障害者差別解消法、施行後 10 年

◆障害者権利条約と障害者差別解消法

2006（平成 18）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害を理由とする差別を禁止し、障害の有無にかかわらず、人としてあたり前の生活・活動できる権利を保障するために国がすべきことを定めた国際条約である。

この障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的」として、2013（平成 25）年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016（平成 28）年 4 月 1 日に施行され（「内閣府ホームページ」より）、今年で 10 年を迎えている。

この法律は、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と、社会の側にある「障壁（バリア）」を取り除く「合理的配慮」の不提供も差別であると明記している。そして障害は人々の意識や社会的障壁により生じるものであり、それを解決する責任は社会の側にこそあるという「社会モデル」の考え方を掲げ、従来の障害を本人の側の心身の機能的な問題と解して、本人の努力による「障害の克服」を重視した「医療（学）モデル」から法制度的にも脱却したのである。このことの意義は大きく、同法の施行を機に公共施設や交通機関などのバリアフリー化は進み、民間の店舗などでも聴覚障害者への筆談や視覚障害者への読み上げといった接客も広がってきている。兵庫県でも「合理的配慮アドバイザー」を事業所に派遣するなど、現場での柔軟な工夫を引き出す取り組みが行われている（『神戸新聞』2026 年 4 月 12 日朝刊「社説：差別解消法 10 年一答えは障害者との対話に一」参照）。

さらに 2021（令和 3）年 5 月の同法改正では、法制定当初は努力義務にとどまっていた民間企業による障害者への「合理的配慮」の提供についても公的機関と同様に義務化され、2024（令和 6）年 4 月より施行されている。

◆施行後 10 年の評価 — 「合理的配慮」をめぐる一

障害があることに伴う差別は、多様なレベルがあるため一朝一夕に解消することはできない。しかし、それでも同法の施行により、「障害を理由」とした差別、たとえば車椅子を利用している人に対して「入店お断り」というように、正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、利用できる場所や時間帯を制限したりするなどして、障害のある人に不利になるような対応をすること、すなわちあからさまな「不当な差別的取扱い」は減ってきているといえる。

その背景には、障害者差別解消法において、そうした差別が明確に禁止されているということがあがるが、車椅子テニス界のレジェンド国枝慎吾さん、2024 年にパリで開催されたパラリンピックで男子シングルスで最年少（当時 18 歳）の金メダリスト小田凱人さん、女子シングルスとダブルスの金メダリスト上地結衣さんらのように、多方面で活躍している障害当事者の存在も大きい。

とはいえ、依然として同法の掲げる理念の浸透を阻む課題も多い。たとえば「合理的配慮」（reasonable accommodation）とは、政府広報オンラインによれば、「障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合」があり、そうした「障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から『社会的なバリアを取り除いてほしい』という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること」とされている。これを『合理的配慮の提供』という、とされている（政府広報オンライン「事業者による障害のある人への『合理的配慮の提供』が義務化」）。

しかし、「負担が過重でない範囲」での「配慮」という場合、その明確な基準があるわけではない。また「配慮」と訳されている“accommodation”には、便宜、助け、適応、調和、調節、さらには和解、調停などの多義的な意味があるが、日本語の「配慮」は心配りや気遣い、思いやりに言い換え可能であるため、「権利／義務」という文脈よりは、「恩恵／感謝」という文脈として解釈される可能性もある。とりわけ発達障害や精神障害、高次脳機能障害など、目に見えにくい障害となればなおさらで、「どこまで対応すべきか戸惑う事業者と、希望が通らず落胆する当事者との間で、摩擦が生じるケースが絶えない」といった指摘もある（前掲「神戸新聞」）。

それだけに障害当事者が、日々の暮らしの具体的な場面で、理不尽に感じたり、辛い思いをした場合には声をあげ、もう一方の当事者と「建設的な対話」を重ねていき、その内容をオープンにして、社会としてそれを蓄積し、共有していくような取り組みが必要であるといえる。また本人が声をあげにくいといったことも多々あるため、アドボカシー（Advocacy）の仕組みが不可欠となる。人として他者を思いやり、他者にやさしくすることは倫理的にも大切であるが、障害があることに伴う不自由さに社会として合理的配慮を提供するという場合には、当事者の側にはそれを求める「権利」があり、もう一方の当事者にはそれに応える「義務」があるという捉え方が重要になる。そうであるからこそ、社会としてはアドボカシー（「権利擁護」や「代弁」）の仕組みをどのように整えるのかということが問われてくるのである。

◆国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）

ところで、2022（令和 4）年 9 月に国連障害者権利委員会は日本政府に対し、障害者権利条約の実施状況に関する初の「総括所見（勧告）」を公表している。その内容は、精神科の強制入院や隔離・分離教育の廃止、意思決定支援の強化、障害者差別解消法の強化など、計 90 項目以上の抜本的な見直しを求めるものになっている（NPO 法人 DPI 日本会議ホームページより）。日本は精神科の入院病床、社会的入院患者数が、国際的にも突出して多く、学校教育においても特別支援学級・学校を設置するなど、やはり国際的にみると隔離・分離教育が改善されていない。内閉している視野を世界へと広げ、日本社会の特異でネガティブな側面を改善していく必要がある。

KCD ラボ代表 松端 克文

（武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授）

*毎月ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

シリーズ 障害者支援 超実践！ ⑬

～〇〇のあり方ってどうなん？～

◆年度末⇒新年度、謙虚な姿勢と感謝

4月になりました。各所で桜が咲き、春の訪れを感じることが出来ます。年度末は研修の講師等のご依頼を多数いただき、ありがたいことに忙しく過ごしました。関係者の皆さまに改めて深く感謝を申し上げます。

1月27日(火)

神戸市西部療育センター 地域放課後等デイサービス職員研修 (with 浜口さん)

2月16日(月)

神戸市知的障害者施設連盟主催 職員研修
(with 大谷さん、他兵庫県広域的支援人材2名、神戸市内の施設職員1名)

2月24日(火)

神戸市社会福祉協議会 地域生活支援拠点職員研修

2月25日(水)～27日(金)

第60回近畿地区知的障害関係施設職員研修会(奈良)
(with 大谷さん)

3月14日(土)

但馬障害者通所施設連絡会 職員研修

「すごいな、僕」と自画自賛したいのですが、勘違いしてはいけません！いろいろな機会をいただけるのは陽気会のバックアップ、松端理事長のお心遣いの賜物です。兵庫県強度行動障害SV養成事業、施設長等会議などを通じてつながることができた皆さまのおかげでもあります

忙しかったなあ、と振り返りながら、自分自身について「いつからこんな感じになったのかな？」とときどき考えます。これについては、機会があればまた述べます。

3月9日(月)～13日(金)は『自閉症支援のためのワークショップ5days』(国立のぞみの園)を受講させていただきました。決して安くはない研修、受講できるのも法人のおかげです。しっかり学びました！！

◆自閉症支援ワークショップ5days

なにかから記せばよいのか……濃密な5日間でした。講義と併せてご利用者の協力を得てアセスメントと構造化、再構造化を繰り返す、5人のグループで役割分担をしてチームで支援する、その日の実践を毎日、発表する。非常に実践的な内容でした。

①作業スキル ②家事スキル ③コミュニケーションスキル ④余暇スキルの4つの領域を、日ごとに支援します。ご利用者のQOL向上に向けて支援をブラッシュアップさせていく研修は常に現状と向き合い、そのご利用者にとっての必要を考え続けるものでした。

研修中はASDの学習スタイルを中心に支援を考え、根拠を示すことができることを求められました。「根拠のある支援」は最近ではよく言われますが、支援に没頭していると手段手法ばかりを追いかけてしまいがちです。

そしてもうひとつ必要なことがあります。なんとなく、ではなく、順序だてて考え説明すること。「△△という行動、様子の背景には〇〇という特性がある。であれば〇〇にはAの

支援が有効と考えられる。なぜならば…」といった感じでしょうか。

研修などを受けていくにつれ、知識は増えますし支援を考えるときのセオリーみたいなものができやすくなります。それ自体はよいことだと思いますが、順序だててはいるけれどなぜそうしたか、の質問に対して「〇〇という特性なんで」とだけ答えてしまっているのは、割とよく見かけます。「いや、そうやけど、その特性やったらなんでそうしたらご利用者が助かるん？」となります。

私たちのグループでは、ASDの学習スタイルのひとつ「暗黙的学習の苦手さ」についての見落としが目立ち、「昨日言われたのに！」と悔しい思いをしました。支援者の期待や支援者が想定している様子が前に出てしまい、ご利用者に伝わりにくい形で、勝手な思いだけで支援を考えて実施する。これはもはや迷惑でしかないですね。

◆『身近な支援者』ーベストを尽くせているか？ー

講義はASDの特性、構造化、アセスメント、コミュニケーション、課題分析、余暇支援と、研修の内容に沿ったことを学びました。資料や題名を一見すると内容は理論的なことやフレームワークの活用が中心のように受け止めやすいですが、本質は豊かさや楽しみなどQOLの追求だと感じました。

私が強く感銘を受けた『身近な支援者』ということを書かれた中山さん(自閉症eサービス代表)の講義は、多くの場面で豊かさやご本人を中心に考えることについて触れられていました。

“絵カードや衝立は、構造化のアイデアのひとつ、手段であって目的ではない”

“より豊かな生活を送れることがゴール”

“構造化が必要かどうかは、彼らが選ぶ”

とても穏やかな口調でわかりやすくお話をする一方で、当事者の立場、わかりやすさを最優先にすることを徹底されている印象を受けました。余談ですが、研修中のホテルのお部屋が近く、お見かけした際に追いかけて一緒にエレベーターに乗り、本誌で『身近な支援者』をテーマにしていることを伝えました。ついでに「ファンです！」と言っちゃいました(笑)。積極奇異で突発的な私の行動にも優しい笑顔で「ありがとう」と返してくださいました♪

最終日の最後は諏訪先生(川崎医療福祉大学)の講義でした。『明日からの自閉症支援のために』という題名の講義は現在の支援環境や支援に問いかける形で始まりました。“研修が終わって、明日から元の現場に戻ります。そうしたら点検してみてください。自閉症の人たちがわかりやすい、過ごしやすい場所になっていますか？”成人であっても学ぶことができるように。学びには安心＝見通しが必要。自己効力感を高められるように『できた、わかった』経験を積むこと。見落としがちです…。最後に、『明日に向けて』というスライドで、“できることはある、私たちはベストを尽くす”と示され「やった気になってないですか？」と問われました。ドキッとしました。皆さんはどうですか？やった気になってないですか？ベストを尽くしていますか？(みのたに園 遠山 伸一)

実践報告 =ご利用者にとっての ウェルビーイングを目指して=

◆報告1『グループホーム利用者の高度肥満に 対する理学療法戦略』 ～多施設・多職種連携の重要性～

◆ご利用者について

・名前：Aさん ・年齢：30歳代 ・性別：女性

Aさんはグループホームで暮らされており、日中は就労継続支援B型事業所（以下、就B）を利用されています。年々体重が増加していたため、グループホームの担当職員がさまざまな声かけや支援を実施していたものの効果は出ず、体重は毎月約1kgずつ増加していました。また体重増加による身体への影響（股ずれ、腰やひざの痛み）が出ている状況がありました。

そこでグループホームの担当職員から理学療法士である筆者に相談がきました。その時の体重は107kg(BMI:40.17)であり、日本肥満学会の基準で高度肥満の状態でした。

◆取り組みと内容

▶第1段階（運動はせずに、摂取カロリーを調整する）

普段の生活の様子を、グループホームの職員と就Bの職員に確認するなかで、体重増加に関係する項目を抽出し、一つひとつ精査していきました。

すると1番の問題は、週1000円のお小遣いすべてを、就Bの自動販売機でのジュースの購入に使用していることであると判断し、そこから改善していこうと考えました。

そこで、グループホームと就Bの職員、Aさんを交えて話し合いを行い、お小遣い制をお休みしてグループホームの職員がブラックコーヒーをインターネットで購入し、それを就Bの職員がAさんに手渡すことになりました。

ジュース1本300kcalとした場合、1週間で7本のジュースを買っているので2100kcalとなりますが、ジュースをブラックコーヒーに置き換えることにより、1か月で約8400kcalを減らすことができると予想しました（1kgの体脂肪を減らすには約7000kcalの消費が必要です）。

まずは20XX年7月からブラックコーヒーへの置き換えを実施し、20XX+1年1月まで様子を見ることにしました。

結果、約半年で107kg→106kgとなり、体重の増加は止まりました。しかし、このままでは減量にまでは至らないと判断し、さらに詳しくアセスメントしていくことにしました。

〈アセスメント①〉

毎日どれくらいカロリーを摂取しているのか？

もともとの食事を3食すべて食べると、1800kcal程度摂取します。Aさんはそれに加えて、就Bでの昼食時にご飯をおかわりしたり、ほかのご利用者からおやつやジュースをもらったりするので、毎日2000kcal以上を摂取していると予想できます。

〈アセスメント②〉

毎日どれくらいカロリーを消費しているのか？

Aさんがどれだけ活動しているのか知るために、万歩計を

使用して日中の歩数を計測しました。その結果、平均2917歩でした。

〈アセスメント③〉

情報をもとに1日で摂取してよいカロリーはいくらか？

アセスメント②をもとに、Aさんがどれだけのカロリーを必要としているか、日本医師会のHPで計算した結果、1755kcalとなりました。（実際は運動量がかなり低いので、これよりも少ないカロリーであると思います）。

アセスメント①～③の結果を合わせると、Aさんはもともと提供される3食以外のものを食べることで、カロリー過多になり体重が増加することがわかりました。

▶第2段階（運動を開始し、摂取カロリーを適正化する）

アセスメント結果を考慮し、運動を開始しました。

本人にとって、継続しやすい運動を選ぶとともに、腰と膝の痛みの改善を目的とした運動も実施していきました。

Aさんが好きな運動は、屋外歩行です。かなり暑くなってきたと感じるくらいでも、「屋外歩行をしたい」と話されます。屋外歩行中は常に意識して、軽く息が切れるくらいのペースで歩き続けますが、それでも屋外歩行が好きなようです。

屋外に出られない気温や天気の日には屋内で運動します。エルゴメーター、ドクターエア、バックエクステンション、フォームローラー等のマシンや器具を使用します。Aさんは屋内の運動はなかなかやる気が出ません。設定した運動量は実施するようにたくさんの声かけをする必要がありました。



エルゴメーター



バックエクステンションというマシンを使用して、体幹筋を鍛えています（腰痛再発予防）



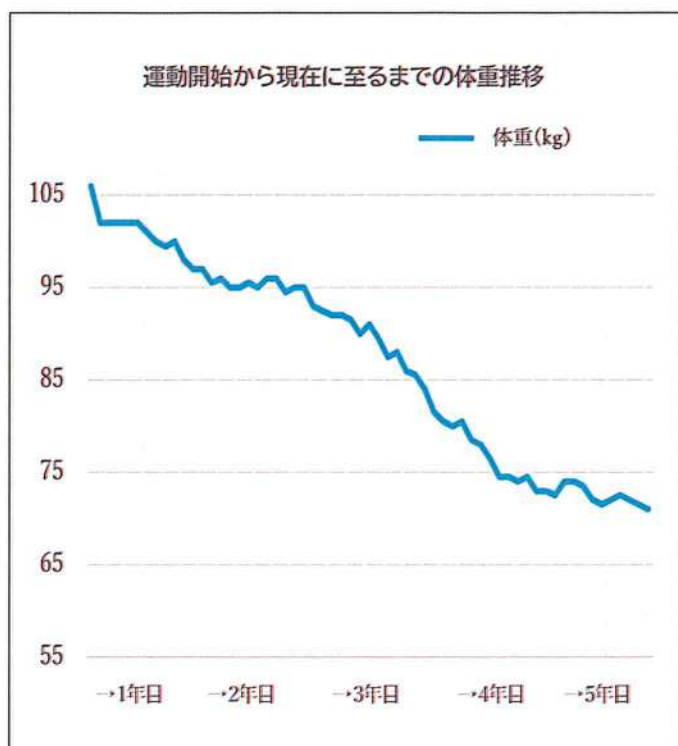
ランニングの際も笑顔が見られるようになりました

摂取カロリーに関しては、痩せるとともにAさんもどんどんやる気を出してくれています。

就Bでの昼食時、大盛りだったりおかわりをしていたりしたご飯は、適正量になりました。現在は、ご飯よりも糖質の低い汁物だけおかわりをするようにしています。

グループホームでは、毎日欠かさず食べていたお菓子ですが、現在は土日だけお菓子を食べるようになりました。ほかにも、土日はずっと部屋で過ごしていたのですが、いまは職員と一緒に散歩に行くようになりました。

下記が、1年に3回ずつ（4月・8月・12月）計測した、約5年間の体重の変化を表したグラフです。少しずつではありますが、Aさんががんばって取り組んだ結果がきちんと表れています。



◆これからの課題

Aさんは、30歳代にもかかわらず、左変形性膝関節症です。これは進行性の疾患で、放置し続けると進行して膝関節が変形し、痛みで歩けなくなる可能性があります。現在は適切な運動療法と減量により痛みのない生活を送ることができています。この疾患の進行を遅らせるためにも、最終目標は58.6kg（BMI22）に設定しています。

目標体重までは、これからも理学療法士と一緒に運動を継続していきますが、目標体重に到達した後、それをどのように維持するかが課題だと考えています。

◆ご利用者の変化、職員の変化

就Bの職員からAさんについて「タオル作業の際、ずっと座って作業していたのが、いまでは立って作業している」とか「身軽になったのか動いてくれるようになった」など、作業能力が向上したとの話を聞きました。また「もう、お昼にご飯のおかわりは来ない」と、食欲を自制することができるようになったとの報告もあります。

グループホームの職員からは、「お出かけ先で階段もサッと上るようになった」、「痩せたことで、皮膚疾患がだいぶよくなった」、「いままで大きい衣類を探すのが大変だったが、痩せたことで選べる種類も増えた」、「腰痛や膝の痛みの訴えがなくなった」など、健康面での改善や、日常生活を送るうえでの選択肢が増えている、との報告を受けました。

グループホームの職員も就Bの職員も、Aさんが5年間ダイエットを続けるなかで、さまざまな声かけをしてくれたり、見守りの目を向けてくれたりしています。

Aさんも、「職員さんに痩せたねって褒められてん」と嬉しそうに報告してくれます。職員に褒められたことがとても嬉しいようで、運動をがんばる動機づけになっています。また、「職員さんにおやつ食べようとしたらな、一気に全部食べたらずるよって言われたから、半分にしてん」とダイエットが捗るようにAさんに助言してくれています。

理学療法士、グループホーム、就Bの職員がうまく連携することで、自身で抑制がかけにくいAさんも、ダイエットを順調に進めることができていると思います。

◆ご本人のウェルビーイングを目指して

現在は60kg台への突入を目前にして、「早く60kgにならなあかな〜」、「60kgになったら、担当職員さんご褒美にいいところ連れて行ってくれるかな?」、「私が60kgになったら、みんなびっくりするなあ」など、減量への意欲ある発言が多くなっています。

しかし、屋内での運動日は毎日体重を計測しているので、1kg程度は簡単に戻ってしまうこともよくあります。そのときでも、「あれ、昨日よりちょっと太ったな。あー、でも運動がんばればいいかなあ?」と、運動をして痩せようと前向きな考え方ができるようになっています。それ以外にも「移動支援行っただけ、食べ過ぎんように気をつけてん」と大好きな食べ物を自分で抑制したことも報告してくれます。

運動を始める前のAさんであれば、このような考え方はできませんでした。約5年間、Aさんが生活習慣を変えたり、運動を行ったり、周りの職員からさまざまな声かけをしてもらったりしたこと、その結果として体重が減っていることや、膝の痛みや腰痛がなくなったことなど、食生活を見直し、運動すればよい結果を出せるというAさんの自己効力感（セルフ・エフィカシー）が育った成果だと思います。

もちろん、食欲を抑えるのは大変むずかしいため、ずっと職員がなんらかのかたちでフォローを続ける必要があるとは思いますが、目の前の食べ物を躊躇することなく食べていた昔といまでは、Aさん自身の考え方に大きな違いが出ています。

職員から提示された選択肢のなかから意思決定するのではなく、自分で考えた内容から意思決定ができるように、自己効力感を育てつつ、これからも運動を実施していきたいと思っています。（ひだまり園 理学療法士 坂内 友香）

ちょっといいですか？大西ですけど…

— いい人になること —

◆新規採用の皆さまへの感謝

本年度も多くの方々が、当法人で、またこの業界で働くことを決めていただいたことに感謝いたします。新しく採用された方々はどのような職種でスタートを切られましたか？生活支援員、保育士、児童指導員として、あるいはサービス管理責任者や管理者の方もおられるかと思います。どのような職種であっても、採用されたということに共通することは、その法人や会社の採用試験を受けられて合格されたという事実です。

多くの法人が実施する採用試験は、知識や技術を試すような機会はそうありません。採用試験は、面接と論文（作文）といった内容となっている場合が多いかと思います。中には、専門知識や専門技術を試験科目に入れている場合もあるかと思いますが、その人を採用するか否かの基準は、多くの場合、その人の人間性や人柄が重要視されているかと思います。

当法人でも、複数の担当者で、論文と面接といった内容の採用試験をさせていただくのですが、最終的には、その人の人間性や人柄が可否の判断基準になりますね。この採用試験に合格後は、辞退という（こちらが）望まない事態さえなければ、新規採用として決定し、4月に入社式で正式に採用という流れになります。

◆新規採用の皆さまへのお願い

私自身、このような採用試験や入社式に関わるなかで、いつも思うことがあります。縁あってこの法人、この業界に入られた以上、「いい人であり続けてほしい」ということです。思いというか、お願いのような感じですが…。そうはいつでも、現実とはなかなかそういうわけにはいきません。多くの人は、最初はこの「いい人」を目指して、研修を受け、仕事を覚え、ご利用者や職員との関係を創ることに努力されます。しかし、年月とともに、人間性や言動が、悪い方向に変わってしまうといった現象が起こります。原因は、事業所の雰囲気や周囲の職員のあり方、施設の方針、本人の本来の性格等が考えられますが、いい人であったはずが、気がつけばあれこれと課題を抱える状況、いわゆる問題職員になってしまうことがあります。

そのような状況になってしまった場合、その職員を矯正できるのは、先輩職員や管理者等、その周囲の職員でしかありません。いい人からでしかいい支援は生まれません。いい人が、正しい知識と高度の技術をもって行う介護や支援こそが、対象者に最高の幸せをもたらすことができるのだと思います。皆さまが「いい人」になっていただけることを願います。（大）

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、2025年の9月から68年目に入りました。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしやすいよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

サポーターの皆さま、いつもありがとうございます

陽気会のホームページ
リニューアルしました

編集委員会：松端 克文
大西 博之・朝日 満子
大島 由香利

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel : 078(981)7271

Fax : 078(981)0825

HP : <http://youkikai.or.jp/>

Email: kcdlab@youkikai.or.jp

